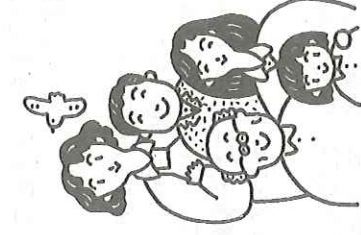


まちづくり条例の早期制定をめざす市民集会 一日も早い成立を求める「宣言」を決議

二七日、図書館ホールで
逗子・葉山の良好な住環境を
守り、まちづくりを進める
市民集会実行委員会（代表
・長谷川幸生）の市民集会
が行われ、岩室年治議員と
橋爪明子（くらしの相談室

長）も参加、条例が廃案か
修正かと言われている状況
もあって多くの市民が参加
しました。
集会は小池治横濱国大
学院教授による「分権時代
とまちづくり」の講演、実

行委員の山本氏が集会に至
る経過と取り組みの報告、
市民検討協議会のメンバー
であった湯本氏から「条例
」の内容について詳しい説
明が行われました。その後、
久木五・六丁目の開発問題、
ハイランドの開発問題に取
り組む住民団体からの現状
報告と支援の訴え、参加し
た七人の市会議員も発言、
岩室年治議員は「条例を制
定し、現在持ち上がってい



る開発計画に適用させられ
るように頑張りたい」と決

意を述べました。次に会場
からの発言、最後には、逗
子・葉山をこれ以上の破壊と
荒廃から守るため、開発規

制力のある「まちづくり条
例」の一刻も早い成立を求
める「宣言」を参加者全員
の拍手で確認しました。

二五日、総務常任委員会 条例の審査を行う、再び継続

二五日、「まちづくり条
例」が継続審査となってい
る総務常任委員会が行われ
ました。

当初は、鈴木安之委員長
が委員会ではなく、協議会
として招集。市当局からの
資料提出と改めての説明を
求める内容の勉強会として
行う予定でした。しかし、
岩室年治議員は「すでに条
例が付託され、審査中であ
る案件を正規の委員会でも
ない場で、改めて市当局の
説明を受けることはできな
い」「正規の委員会審査で
行なうべき」と主張し、他
の委員からも協議会を委員
会に切り替え、「条例」審
査を行うべきという発言も
あって、急ぎよ正式な委員
会審査が行なわれること
になりました。

当日は心配した市民が議
会に訪れ、傍聴を求めてい
たこともあって、四人の市
民が傍聴しました。

審査は松下企画部長が改

「住米△△△△△」

私たちは、二年前、新宿を中心に高層マンションラッシュが吹
き荒れ、名越の切通しに大規模な開発計画が迫り、桜山の地蔵山
では住宅の直ぐ真から切り崩す計画が出されるなか、これをなん
とか食い止めようと、開発規制力のある「まちづくり条例」の制
定を、逗子・葉山の首長にしました。

これに対し、長島選挙市長は、スタートの時点から市民参加で
まちづくり条例をつくらせると言明、われわれの代表を含む十二名の
市民が参加した「まちづくり条例市民検討協議会」が組織され、
一年四ヶ月の間の精力的な取り組みの結果、開発規制力の強く市
民参加のまちづくりを保障する、「逗子市まちづくり条例」に
関する報告書」を答申として逗子市に提出しました。逗子市は、これ
を基に条例案を市議会に提出しました。しかしながら、残念なこ
とに付託された総務常任委員会で継続審査となってしまいました。

条例案は……（内容について説明 略）…住環境の保全と
もに、地方分権の観点からも極めて画期的内容です。

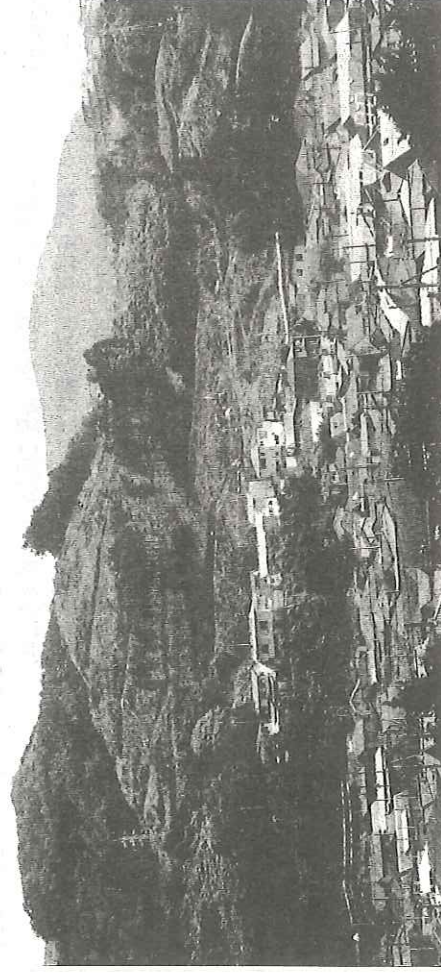
委員会での議論の争点となっている議会の関与について言えば
市道や公共下水道の拒否に対し、事業者からの訴訟に耐えるには
議会の意見聴取や議決が有効というのが法律の真意です。また、
議会が関与すると市長の執行権が曖昧になるという意見がありま
すが、議会の議決や意見表明があつたとしても、それは市長の要
求の権威を高めるものであつて、あくまで事業者に対しては市長
の責任と権限において行なうものです。さらに、狭隘道路につい
て言えば、まさに条例案では「市民によるまちづくり」をうたい
そのシステムを定めています。

一方、葉山では開発規制力の極めて希薄な「まちづくり条例案」
が十二月の町議会に施行上程されました。

小坪・ハイランド・久木・山の根・一色と開発計画は目白押し
で、住民たちは苦しい闘いを強いられ、まちづくり条例の一日も
早い成立をすがるような思いで待ち望んでいます。

私たちは、逗子・葉山をこれ以上の破壊と荒廃から守るため、開
発規制力のあるまちづくり条例の一刻も早い成立を求め、奮闘す
る決意です。

二〇〇二年一月二七日 開発規制力のあるまちづくり条例
の早期制定をめざす1・27市民集会



せまりくる大型開発 みどりと住環境守れの声



発行 日本共産党三浦半島地区委員会
2002年1月29日 第393号

逗子事務所 市政・生活相談所
逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798



市会議員
岩室 年治



くらしの相談室員
はしづめ 明子

逗子市まちづくり条例(案) 第34条・35条関係

- 市長自らが公聴会を開催する「まちづくり」に重大な影響があるときについて(第34条第1項関係)

公聴会の開催について、基本的に関係住民又は事業者からの請求に基づいて行われるものと考えているが、開催請求が両者いずれからもなされない場合において、市長自らの判断により「まちづくりに重大な影響がある」と認めるときに市長の発意で公聴会を開催しようとするものである。

「まちづくりに重大な影響があると認めるとき」とは、事前協議申請書で示された開発事業の計画が前文に示された本条例の理念や第2条の基本原則など本条例で規定する基本的事項に明白に反している計画であると市長が判断したときをいう。なお、市長が公聴会を開催するときは、市長の裁量権に委ねることから、その濫用を防ぐためここではまちづくり審議会の意見を聴くこととしている。

- 「市長の報告書」基本的な判断基準について(第35条第1項関係)

本条の「市長自らの意見」として、公聴会の報告書に記述する当該開発事業に係る賛否の基準は、第23条第4項に規定する事前協議事項(5項目)に則して判断していくことになる。

- 「開発事業に対する議会の意見」の意義について(第35条)

開発事業に対する市としての意思を明らかにするためには、執行機関である市長が意思表明するのは当然のことであるが、地方公共団体としての意思として、その位置付けをより高めるためには、議決機関である議会の意思を踏まえたものである必要がある。そこで、本条では公聴会の開催内容を踏まえて、市長が「自らの意見を記した報告書」を作成し、当該開発事業の賛否を表明するとともに、議会の意見を表明し得る仕組みを設けたものである。

- 関係住民又は事業者からの「意見請求(陳情)」に対する取扱い方法(第35条第2項及び第3項関係)

上述のように、関係住民又は事業者からの「意見請求(陳情)」は、広い意味での陳情の一種ではあるものの、本条例の構成上重要な位置付けがされており、本会での議決というプロセスを経しておくこととしたい。

- 市長が議会に意見を求める場合の「特に必要があると認めるとき」(第35条第4項関係)

この規定は、開発事業計画が第5章第3節に規定する「開発事業の基準等」に適合していない場合など明らかに本条例の趣旨に反した開発事業計画である場合で、かつ、市長の報告書(開発事業に反対)に対して関係住民、事業者いずれからも意見請求(陳情)がされない中で開発事業が強制されたときを想定し、市長自らが議会に意見を求める仕組みを設けたものである。

- 「市長が議会に意見を求める」ことと地方自治法第96条に規定する「議決すべき事項」との関係(第35条第4項)

地方自治法第96条では、「議決すべき事項」として、第1項第1号から第15号までの規定において既定列挙でその具体的項目を規定している。従って、本条の規定に基づき議会への「意見請求」は、この規定に基づきものでないことは明らかである。また、第2項の規定により、条例をもって議会の議決すべき事項を定めることができるものとされているが、この場合においても、市長の権限に属する事項については及ばないものとされていることから、「議決すべき事項」として条例をもつて定めることは適当でないものといえる。従って、本条の規定に基づき議会の「意見請求」は地方自治法第96条に規定する「議決すべき事項」として行うものではない。

- 市長が議会に意見を求めた場合の取扱い方法(第35条第4項関係)

“意見を求める”ということとは、言い換えれば諮問ということになる。この場合の取扱いは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会への諮問等の取扱いに準じ、諮問案件として上程していくものとする。

- 「議会の意見を尊重する」とした意味(第35条第6項関係)

機関意思としての議会の意見が重い位置付けにあることは、本条例の趣旨からしても変わりようのないことである。しかし、敢えて「意見を尊重する」としたのは、市長は、「地方公共団体を代表し(地方自治法第147条)、地方公共団体の事務を管理し、執行する(同法第148条)」とされていることから、開発事業に関連した本条例の規定に基づき執行権は、当然市長にあるためである。従って、議会の答申(意見)は当然尊重されるべきものであるが、常に市長はそれに絶対的に拘束されるということはないものである。

● 総務常任委員会に提出された議会資料です。
① 条例の中で議会が関与する規定に対する説明文
② 他自治体の条例規定との比較です

二月議会に再び持ち越されました。
まちづくり条例の成否は
せんでした。
から継続審査には賛成し
員は原案可決を求めた立場
となりました。岩室年治議
(二月予算議会)

「第三・四・五・六条関係」
の説明、他自治体の「議
の関与に関する規定」の
紹介を行ない、条例への
疑もなく、条例に対する
断は定例会(二月予算議
)で行なう方向で継続審
査となりました。岩室年治
議長は原案可決を求めた
立場から継続審査には賛
成しませんでした。

議会の関与に関する規定

※企画部提出資料より

- 「逗子市まちづくり条例」平成13年11月提案(継続審査中)

(報告書の作成及び不服の申出等)

- 第35条 市長は、公聴会を開催したときは、速やかにその内容とともに当該開発事業に対する自らの意見を記した報告書を作成し、その内容を告示し、その写しを告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 関係住民は、前項の報告書の内容に不服があるときは、同項の縦覧期間満了の日までに、議会に対し当該関係住民のうち住所を有する20歳以上の者の2分の1以上又は当該近隣住民のうち住所を有する20歳以上の者の2分の1以上の連署をもって、当該不服の理由等を記した書面を提出し、当該開発事業に対する賛否について意見を求めることができる。
- 事業者は、第1項の報告書の内容に不服があるときは、同項の縦覧期間満了の日までに、議会に対し当該不服の理由等を記した書面を提出し、当該開発事業に対する賛否について意見を求めることができる。
- 市長は、特に必要があると認めるときは、議会に対し第1項の報告書を提出した上で、当該開発事業に対する賛否について意見を求めることができる。
- 議会は、前3項の規定による求めがあったときは、当該開発事業に対する賛否の意見を表明するものとする。
- 市長は、前項の規定による意見を尊重しななければならない。

- 「真鶴町まちづくり条例」(神奈川県)平成5年制定

(報告書の作成及び不服申立て)

- 第23条 町長は、前条の規定による公聴会を開催したときは、速やかに建設行為の当否について規則で定める報告書を作成し、当該報告書を作成した日から2週間縦覧に供しななければならない。
- 町民及び建設行為者は、前項の報告書の内容に不服がある場合は、議会に対し建設行為の当否について書面による意見を附した上、議会の議決を請求することができる。
- 町長は、前項の建設行為の当否について議会の議決がされた場合、これを尊重しななければならない。
- 町長は、特に必要があると認めるときは、議会に対し第1項の報告書を提出した上、議会の意見を求めることができる。

- 「滑川市まちづくり条例」(富山県)平成11年制定

(報告書の作成及び不服申立て)

- 第16条 市長は、前条の規定による公聴会を開催したときは、速やかに開発事業の当否について規則で定める報告書を作成し、当該報告書をした日から2週間縦覧に供しななければならない。
- 市民等及び事業者は、前項の報告書の内容に正当な理由による不服がある場合は書面による意見を附した上、議会での審査を請願できる。
- 市長は、前項の開発事業の当否について議会の請願処理結果を尊重しななければならない。
- 市長は、特に必要があると認めるときは、議会に対し第1項の報告書を提出した上、議会の意見を求めることができる。